

2019年12月16日

お客様各位

オーストラリア向け Notify Party の記載に関するお願い

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

掲題に関し、現地税関へのマニフェスト申告時の Filing Error を防ぐ為、Notify Party に関しましては Consignee と同じ場合に於きましても、具体的に記載をお願い致したくご理解、ご協力の程お願い申し上げます。

記

- 適用開始日     :     即日
- 対象貨物        :     オーストラリア向け貨物
- 記載事項       :     Notify Party を具体的に記載
- :     ※ Consignee と同じ場合は、「Same as Consignee」とはせず、具体的に記載

御不明な点等御座いましたら、弊社営業担当までお問合せ下さい。

以上